

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

平成18年度第1回畜産部会速記録

平成18年7月24日

三田共用会議所 講堂

農林水産省

平成18年7月24日

三田共用会議所 講堂

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

平成18年度第1回畜産部会速記録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 開催趣旨説明	1
1. 委 員 紹 介	2
1. 畜産部長あいさつ	4
1. 畜産部会の運営について	5
1. 資 料 説 明	5
1. 意 見 交 換	16
1. 閉 会	44

開 会

○清家企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の清家でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。右肩に番号を付しておりますので、それを御参照しながら御確認ください。

資料1は議事次第でございます。資料2は委員名簿。資料3は17年度の取り組み状況と評価に関する資料です。資料4が18年度の工程表。資料5といたしまして、畜産をめぐる情勢であります。

以下、参考資料になります。参考資料1は酪肉基本方針の本体の冊子。参考資料2としまして、それを要約した、そのポイントであります。参考資料3として、酪肉基本方針の具体化に向けた工程表ということで、17年度から21年度までの5ヵ年分の全体工程として参考資料をつけております。参考資料5、6は、それぞれ審議会関係の資料をつけてございます。

以上でございます。

部会長あいさつ

○清家企画課長 ここからは生源寺部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○生源寺部会長 部会長を仰せつかっております生源寺でございます。部会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうか御協力をお願いいたします。

開催趣旨説明

○生源寺部会長 最初に、今回の畜産部会を開催する趣旨について、簡単に御説明させて

いただきたいと思います。

平成 17 年度畜産物価格等の答申におきまして、次のような建議が盛り込まれております。すなわち、『新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に掲げられた政策目標の着実な実現を通じ、自給率向上を図ること。その際、制度・施策の工程管理を適切に行うとともに、適時見直しを図ること。』、こういう建議でございます。

このことを踏まえまして、酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況及び畜産をめぐる情勢につきまして、事務局から御報告をいただくとともに、これらの問題につきまして、皆さんのそれぞれのお立場から御議論をいただくという目的で開催させていただく次第でございます。

委員紹介

○生源寺部会長 本日は本年度初めての部会でございますので、事務局から改めて当部会に所属する委員の皆様の御紹介をお願いいたします。

○清家企画課長 委員の皆様には、昨年度に引き続き本部会の委員として御議論いただくこととなります。どうぞよろしくをお願いいたします。

私の方から御紹介させていただきます。あいうえお順でいきます。

伊藤委員でございます。

次に、臨時委員の皆様方であります。

秋岡委員でございます。

阿部委員でございます。

今委員でございます。

加藤委員でございます。

木村委員でございます。

近藤委員でございます。

寺内委員でございます。

飛田委員でございます。

内藤委員でございます。

中山委員でございます。

福田部会長代理でございます。

富士委員でございます。

堀江委員でございます。

増田委員でございます。

松木委員でございます。

萬野委員でございます。

向井委員でございます。

森委員でございます。

なお、平野委員、吉野委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席をされるというところでございます。また、武見委員と神田委員におかれましては、おくれてお見えになる予定でございます。

続いて、農林水産省の主な出席者を紹介いたします。

町田畜産部長でございます。

次に、畜産企画課でございます。

原田畜産環境対策室長でございます。

次に、畜産振興課でございます。

姫田畜産振興課長でございます。

酒井生産技術室長でございます。

大橋草地整備推進室長でございます。

山本需給対策室長でございます。

次に、牛乳乳製品課でございます。

志田牛乳乳製品課長でございます。

本郷乳製品調整官でございます。

次に、食肉鶏卵課でございます。

牧元食肉鶏卵課長でございます。

強谷食肉需給対策室長でございます。

次に、消安局の部局でありますけれども、畜水産安全管理課でございます。

杉浦課長でございます。

次に、動物衛生課でございます。

小倉総括でございます。

以上でございます。

畜産部長あいさつ

○生源寺部会長　ここで畜産部長よりごあいさつをいただきたいと思います。

○町田畜産部長　畜産部長の町田でございます。

第1回畜産部会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

初めに、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また天気も悪い中、御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

我が国の畜産でございますが、安全で良質な食料の供給はもとよりでございますが、さまざまな役割、多面的な機能を果たしてきているところでございます。

しかしながら、最近におきましては、国際化の進展また食の安全・安心に対する関心の高まりを初めといたしまして、畜産業を取り巻く状況は大きく変化してきているところでございます。こうした変化によりまして、さまざまな課題が出てきております。これに的確に対応していくことが大変重要になっている、求められていることだと考えております。

まず国際化への対応でございます。WTO農業交渉につきましては、モダリティの確立を図るということで精力的かつ集中的な議論が続いております。昨日、きょうと、ジュネーブにおきましてG6、主要6カ国の閣僚が集まりまして協議がまさに行われているところでございます。事態がどうなっていくか予断を許さないところでございますが、我が国といたしましては、食料輸入国としての主張ができる限り反映されるよう最大限の努力を引き続き傾注してまいりたいと考えております。

また、米国産牛肉の輸入問題でございます。先月に行われました日米局長級テレビ会合での協議の結果を踏まえまして、昨日、約1カ月にわたります現地調査が終了したところでございます。この問題につきましては、今後とも国民の安全・安心の確保を大前提に適切に対応していく考えでございます。

こうした状況の中、本審議会で御議論いただきまして、昨年3月に策定、公表されました酪肉近代化基本方針におきましては、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立や自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成等々を目標として掲げているところでございます。そして、この目標を着実に実現するというところで、ただいま生源寺部会長からもお話しいただきましたように、基本方針に掲げられた施策の工程管理を適切に行う旨の建議を昨年3月にいただいているところでございます。

本日は、この建議を踏まえまして、基本方針に基づく施策の進捗状況及び畜産をめぐる情勢について御報告をさせていただきます。委員各位におかれましては、これらの議題につきまして活発に御議論をいただくとともに、我が国の今後の畜産のあり方につきましても忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますが、私のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

畜産部会の運営について

○生源寺部会長 次に、部会の運営につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○清家企画課長 当部会の運営方針につきましては、既に昨年度の畜産部会において御了承いただいておりますけれども、念のため確認をさせていただきます。議事の公開・非公開の方針でございます。

審議会の議事規則に基づきまして、会議は公開といたします。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または特定の個人もしくは団体に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることといたしております。

また、議事録は一般の閲覧に供するものといたします。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする場合がございます。

部会の運営については以上でございます。

資 料 説 明

○生源寺部会長 次に、事務局から、酪肉近代化基本方針に基づく施策の進捗状況や畜産をめぐる情勢等について御説明を受けまして、その後、委員の皆様から御自由に御意見を述べていただく、こういう形で進めさせていただきたいと思っております。なお、本日の部会でございますが、3時30分ぐらいまでを予定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

早速、御説明をお願いいたしますが、非常に限られた時間でございますので、簡潔に御説明をお願いできればと思います。

最初に、畜産企画課長から 17 年度酪肉近代化基本方針工程表の取り組み状況と評価等の御説明をお願いいたします。

○清家企画課長 私の方から説明させていただきます。資料 3 の 17 年度酪肉基本方針工程表の取り組み状況と評価、それから、これは関連もしてきますので、資料 4 の 18 年度の工程表案について、全体を通して御説明させていただきます。

ただ、時間も限られておりますので、17 年度の成果等々につきましては、従前にはない新しい取り組みを 17 年度に実施したといったようなトピック的なものに限定して、またポイントを押さえて御説明させていただきます。それと、評価、課題のところも、1 ページめくっていただきますと書いておりますけれども、これは 18 年度の資料の中にも関連ありますので、こういったところは割愛をさせていただきます。

それでは、めくっていただきまして、項目の 1 から 9 まで、全体項目ございますけれども、これは酪肉基本方針に示された項目であります。それぞれの事項について御説明いたします。

まず、1 番目の国際化の進展、産業構造の確立の関係です。取り組みの実績と成果の欄を通して見ていただければと思います。1 点は、酪肉基本計画を 17 年度に策定しております。17 年度中に 43 県、残る 4 県も近々計画を策定するというところでございます。

それから、飛びまして、自給飼料基盤の関係です。飼料自給率向上戦略会議等々、こういった組織対応を立ち上げました。国なり県なり農業団体あるいは消費者団体等が参画して実行していくということであります。関係者ごとの取り組み内容や目標を示した行動計画も策定いたしました。特に飼料増産の重点地区ということで、137 カ所を設置して、そこに重点的に指導なり、いろんな取り組みをやっているという状況でございます。

次の安全、消費者の信頼関係であります。この中の最初の丸の後段ですが、豚コレラに関する防疫指針を策定、公表いたしました。これはワクチン接種をしない防疫体制のもとで清浄化を目指していくということのための防疫指針であります。18 年 4 月からワクチンを中止して現在に至っているという状況であります。

その次の項目ですが、ポジティブリスト化の関係です。農薬あるいは動物用医薬品、飼料添加物につきまして、食品衛生法が改正されまして、この 5 月末に施行されました。17 年度においては、そういった一連の使用基準の改正なり、残留基準値も設定したという

ころであります。

それから、4番目の食育の関係であります。地域交流牧場協議会、これは公共牧場ですとか、酪農教育ファームといった消費者との交流を進めていく牧場の協議会です。これを17年度から立ち上げて動いております。

もう一つ、その次に、L I N——リンと読んでおります——、インターネットのサイトです。畜産関係のいろんな情報を、こういったインターネットのサイトを使って提供するような、こういうことは従来から進めておりますけれども、近年、アクセス件数もふえているという状況でございます。

飛びまして、次のページですが、家畜排せつ物関係であります。従前から施設整備を進めておりますけれども、特に新しいものとして、堆肥利用の取り組みということで、具体的には「堆肥づくりの手引き」といったもの、主要な作物ごとに、施肥の効果ですとか、原料とか、副資材ですとか、そういったもののポイントをまとめて、県なり堆肥センターにも配付したということでもあります。

その次、農業環境規範。これは既に御説明をいたしましたけれども、基本的に畜産農家が守っていただきたいというものについて、これを定めて、各種支援対策——環境対策関係が中心ですが——、そういう事業について要件化をしたということでもあります。

それから、ちょっと飛びまして、7番目の流通飼料の関係です。昨年、アメリカでハリケーンが発生して、南部の港湾施設に影響を与えました。こういったことに対処して、国内では備蓄穀物、約16万トンを放出いたしております。それから、先ほど自給飼料のところでもお話しましたが、いわゆる食品残さ関係につきましても、いろんな行動会議等々を立ち上げたということでもあります。

8番目の集送乳あるいは乳業の合理化ということでもあります。一つ目は、指定生乳生産者団体、現在全国10ブロックありますけれども、ここにおいて集送乳の合理化推進計画を策定いたしました。あわせて、全国乳業再編合理化協議会を立ち上げて、全国ビジョンを策定したというところでもあります。

最後の9番目であります。乳用種牛肉につきまして、従来からいろいろと御議論ありましたけれども、そのネーミング、「国産若牛」ということで推進しておりますが、そういったもの。それから、ロゴマークの策定。あるいは、乳用種牛肉の品質向上という観点あるいは生産性向上という観点からマニュアルを作成したといったようなことでございます。

この後に、それぞれの項目について詳細ありますけれども、説明は省略させていただきます

ます。

次に、18年度の工程表の案でございます。資料4でございます。1ページめくっていただきまして、18年度の行動計画の重点ポイントということで二つ、ここに掲げております。1点目は、畜産経営安定対策における経営対象の見直しであります。それから、飼料自給率の向上ということでもあります。

1番目につきましては、ことし3月の審議会で御議論もしていただきまして、対象者について決めさせていただきました。加工原料乳、肉用子牛の制度については、趣旨、目的を踏まえて現行どおりということにしましたけれども、次の肥育牛の経営対策あるいは養豚の経営安定対策につきましては、19年度から認定農業者を基本とすると、また認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定するというを決めさせていただきました。

現在、もう既に動いておりますけれども、経営安定対策の見直し内容について、ブロック会議等も含めて周知徹底を図っております。あわせて、畜産の場合、いわゆる潜在的にも認定農業者になれる方も現にいらっしゃいますので、そういった認定農業者の大幅な増加を図っていこうということで、地域ごとに目標を達成……。これも具体的な数値も定めながら、その取り組みを推進しております。

さらに、認定農業者に準ずる者につきましても、今年度において、経営水準向上に向けて、組織単位で、地域単位で支援をしていこうということで活動をやってございます。県とですとか、改良普及センターですとか、畜産団体ですとか、そういった専門家グループによる指導なり研修会なり、こういったことを進めております。

もう一つ、書いてございませんけれども、経営安定対策につきましては、19年度から、肉用牛経営、養豚経営については新たな取り組みになりますけれども、ことしの年内に向けて、その経営安定対策の加入申請がなされるように、そういったスケジュールで動いているところであります。

もう一つの重要な課題であります飼料自給率の向上であります。国産稲わらにつきましては、耕畜連携ということで、需給マップですとか、ネットワークを活用して、100%を目指していこうということであります。特に17年度の評価、検証ということもあわせて、早期ということ踏まえますと、早期に、かつ重点的にやっていく必要があるということがポイントかと思っております。

もう一つ、稲発酵粗飼料につきましても、作付け拡大に向けた取り組みをやっていこうということであります。もう一つは、水田等々を活用した放牧の推進であります。さらに、

飼料増産のための人材育成ということで、右の方に具体的にそれを補足説明しておりますが、稲わらについては自給 100%を今年度、目指していこうということでもあります。

稲発酵粗飼料につきましては、具体的な目標も設定して進めていこうということで、19年度産作付けについては目標 5000 ヘクタール、現状で 4600 ヘクタールほどでございます。さらに、水田放牧に関しましては、肉用牛の増頭ということも念頭に置きながら、目標 5000 頭に向けて頑張っていこうということでもあります。

人材の育成については、具体的には飼料生産等々を受託する組織でありますコントラクター、そのアドバイザーですとか、稲発酵粗飼料の生産なり何なりを指導するコーディネーターですとか、あるいは放牧伝道師ですとか、こういった人材を今年度、育成していこうということで考えております。

さらに、飼料残さの飼料化、いわゆるエコフィードと呼んでおりますけれども、その理解醸成なり、品質安全性の確保、それから資源の実態把握ということを今年度、やっっていこうと考えております。

特にエコフィードの安全性ガイドラインについては、もう既に一通りのものは作成いたしましたして、パブリックコメントを募集中であります。原料中の異物をきちっと分別するといったこと、供給元との取り決めということ、これはきちっと管理する必要があるということで、そういったことを内容とするガイドラインを作成いたしております。

その次に、特に主要なものをお話いたしましたましたが、細部の点について、次のページ以降、今申し上げましたことは、ダブルところは省略しますが、補足をさせていただきたいと思っております。行動計画の主な概要のところを見ながらと思っております。

1の産業構造の確立に関しましては、2番目の丸にありますように、後継者、新規参入者、サービス事業体、これは先ほど言いましたコントラクターですとか、TMRセンター、完全混合飼料ですね、こういったもののTRMセンターですとか、酪農ヘルパーのような組織体、そういったものの育成・確保に向けた各種支援を通じて、生産基盤の強化を推進していこうということでもあります。

それと、安全と消費者の信頼確保という観点であります。引き続き、家伝法に基づく飼養衛生管理基準の遵守あるいはHACCP手法の普及を推進していきます。これは消化器系の疾病であります、牛のヨーネ病が新たに全国で発生しております。こういった対策の要領について策定し、防疫対策を推進していこうということでもあります。

それと、先ほども話しましたポジティブリスト制度でありますけれども、ことしの5月

にも導入されております。あわせて、残留基準値の見直しということがありますが、一律基準が適用されているものなどにつきまして、必要に応じて、その見直しを図っていこうということを考えております。

それと、食育の推進ということでもあります。先ほど言いました地域交流牧場協議会の活動を通じながら、それから、先ほど言いましたL I Nですね、89 団体が加入しておりますけれども、そういった場を通じた消費者への情報提供、相互交流を進めてまいりたいということでもあります。

3 ページであります。家畜排せつ物の関係であります。御案内のように、16 年 11 月以降、いわゆる本格施行になっております。そういったことを踏まえて今年度、新たな家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針。従前、平成 11 年に策定いたしましたけれども、この見直しなりを今年度、図っていきたいということでもあります。特に施設整備については一巡いたしましたけれども、堆肥の利用促進という観点、こういったことが重要な課題かと考えております。

それと、家畜排せつ物の処理施設についても、防水シート等の簡易対応で対応している農家の方々を中心に計画的に整備をしていこうと考えております。このほかにも、共同利用で効率的に処理するですとか、エネルギー利用ですとか、こういったことも含めて施設の整備をやるほかに、コストガイドライン、これは整備コストの標準、基準を示したものでありますけれども、一定期間たちましたので、これを見直していこうといったこと。

それから、特にアドバイザー研修につきましては、ハイレベルな指導者は養成していこうということで見直しもやっていきたいと考えております。

改良関係でありますけれども、引き続き牛群検定、これは酪農のフィールドでの検定であります。それから、その次の後代検定。これは改良用の素材である種畜を検定する、そういった取り組みを引き続きやっていきたいと思っております。

それと、これは後ほど説明しますけれども、家畜遺伝資源の保護に関する検討会、こういったものの作業をやっております。中間取りまとめに向けて、ある程度、整理ができたところです。

それから、流通飼料の関係であります。備蓄事業を通じまして、引き続き安定供給に努めることが基本であります。安定供給に混乱することがないように、あらかじめ放出マニュアルについても具体的に基準を作成していこうと考えております。先ほど言いましたガイドラインについては、その作成をして、最終の段階に来ておるといった状況であります。

集送乳の合理化あるいは乳業の合理化ということでもあります。既存の貯留施設を再編して、大型施設の整備をするための支援をしていこうということ。それから、乳業再編のビジョンに則しまして、都府県の乳業工場の再編に向けて支援をしていこう。それと、もう一つは消費拡大の関係でありますけれども、後ほど、これにも関連して御説明しますので、引き続き、こういったことをやっていきたいということでもあります。

それから、肉用牛と牛肉の流通の合理化であります。家畜市場、食肉処理施設、その再編整備を引き続き支援をしていく。

それから、国産乳用種牛肉については、流通実態調査を実施した上で、販売戦略といった観点に立って、それを策定、実施していくとともに、技術マニュアルを策定しましたので、そういった普及を図っていきたいということでございます。

時間の関係がございますので、極めてはしょった説明で申しわけございませんけれども、こういったことを念頭に置きながら、ここに掲げてある以外の細かいこともございますけれども、こういうことを計画の基本として進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、牛乳乳製品課長より、生乳の計画生産及び牛乳乳製品の消費拡大についての御説明をお願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。私の方から、資料5に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

1枚、おめくりいただきたいと思っております。1ページ目が牛乳乳製品の消費拡大についてでございます。消費拡大対策につきましては、各乳業メーカーさんが個別に取り組んでおられるところがございますが、このほか、国、生処販の三者で構成いたします日本酪農乳業協会、それから生産者団体であります中央酪農会議がそれぞれ連携して取り組んでいるところがございます。

このうち資料の左上の枠にございます日本酪農乳業協会では、1日3回、牛乳乳製品を食生活に取り入れ、食生活の改善を図ろうという「3-A-D a y」運動を、その柱として実施しておるところでございます。

また資料の左下の枠にございます中央酪農会議では、牛乳の消費が落ち込むと言われております10代、特に高校生を主なターゲットといたしまして、牛乳の存在感を高め、その効用を多角的に普及する「牛乳に相談だ！」キャンペーンを、その柱として実施してお

るところでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページが国として取り組んでおります消費拡大対策でございます。今年度も、昨年度に引き続きまして、カルシウム摂取の重要性や、牛乳乳製品の機能性に重点を置いた普及啓発を実施しております。また、食育推進活動の中におきましても、若年層を対象とする骨密度測定の実施等を通じまして、食生活における牛乳乳製品の重要性を訴えているところでございます。

また、牛乳乳製品独自の取り組みといたしまして、今年度は新たに牛乳の輸出に向けた取り組みを強化したところでございます。具体的には右の一番下に書いてございますが、日本酪農乳業協会の中に牛乳乳製品輸出促進検討委員会を設置いたしまして、生産者、乳業者等、関係者によります輸出の推進体制づくり、輸出に必要な牛乳の賞味期限延長のための技術開発等に取り組んでいるところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。乳製品在庫量の推移とチーズ生産量の推移でございます。

まず脱脂粉乳でございます。左上の図にございますように、15年度に過去最高の9万3000トンまで在庫が積み上がったところでございます。これを受けまして、16年度より生産者団体と乳業メーカーが協力いたしまして、過剰在庫の処理対策を実施してきているところでございます。この結果、16年度は5000トン、17年度は1万3000トン、それぞれ在庫が削減されておまして、ことし3月末の在庫量は7万5000トンまで減少しておりますところでございます。しかしながら、依然として、この水準は適正在庫量の2.2倍という大幅な過剰状況にあることは変わりございませんので、引き続き対策を継続していくことが重要であろうと考えておるところでございます。

次にバターでございます。左下の図にございますように、17年度においては在庫が5000トン増加して、適正在庫量の1.7倍である3万1000トンまで増加しておるところでございます。このため、バター在庫のこれ以上の積増しを防止することをねらいといたしまして、生産者団体においては今年度、12年ぶりに減産型の生乳の計画生産に取り組んでおるところでございます。

右の方がチーズでございます。チーズにつきましては、今後とも需要の伸びが見込まれる品目といたしまして、国、生産者、乳業メーカーが一丸となって生産拡大を推進しているところでございます。その結果、近年、輸入チーズの価格が高値で推移しているということもございまして、17年度は国産ナチュラルチーズの生産量が対前年比15%増と大幅

に増加いたしました、過去最高の3万9000トンとなったところでございます。また、国産の割合につきましても、2.3ポイント上昇して15.8%となったところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。今年度、生産者団体は、先ほど申し上げましたように、全国として12年ぶりの減産型の計画生産に取り組んでおるところでございます。具体的には、全国の合計の目標数値として、17年度の生産実績に対しまして1.7%の減産目標を掲げて取り組んでおるところでございます。

生産目標の生産者への配分等といった具体的な生産抑制の方法につきましては、それぞれの指定団体ごとに決定することになっているところでございます。例えば北海道では、左側の枠の下段にありますように、各生産者が一律の割合で減産を行うのではなくて、現状維持、拡大を指向するAタイプ、または一時的に経営規模の縮小を指向するBタイプのいずれかを生産者自らが選択することといたしまして、生産抑制の目標に差を設けているところでございます。

また、左側の枠の一番上に書いてございますが、16年度から実施しております脱脂粉乳の過剰在庫処理対策につきましても、引き続き実施をして、5000トンの在庫削減を図ることといたしております。

さらに、その下でございますように、バター在庫が積増しをしてきているという状況を踏まえて、新たにバターと競合している輸入脂肪調製品を国産の生クリームに置きかえる対策にも取り組んでいるところでございます。

最後になりましたが、右側の枠をごらんいただきたいと思います。昨年10月に明治乳業さんの方で新しいチーズ工場の建設について発表されたところでございます。今年に入りましても先月、雪印乳業さん、それから森永乳業さんにおいても、それぞれチーズ工場の新設ないし増設を行うということを発表されたところでございます。

17年度のチーズ生産量は、先ほど御説明いたしましたように、大幅に増加をしたところでございますが、実は乳業メーカーさんのチーズ製造能力のほぼ上限に近い水準となってきたところでございます。今回、公表されましたように、大手乳業3社によってチーズ工場の新増設が行われますと、19年度末までには、製造能力で生乳換算で約65万トンと、現在の2倍に近い水準まで拡大することが見込まれておるところでございます、生乳需給の改善にも大きく寄与するものと考えておるところでございます。

牛乳乳製品関係の御説明は以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、畜産振興課長から、和牛遺伝資源の知的財産に関する検討状況について御説明をお願いいたします。

○姫田畜産振興課長 酪肉基本方針に基づいて、肉用牛の増頭を積極的に図っているところでございますが、一方で、海外におきましてテキサス産の神戸ビーフとか、いろいろなものが出てくるということで、我が国の和牛そのものに対してのきちっとした表示というようなものも問題になってきております。そのため、我が国が長年、生産者、国民、消費者の方々、そして国や地方自治体が育ててきた貴重な遺伝資源でございます和牛を、知的財産として保護していこうということを旨として検討を始めた次第でございます。

その中で、お手元の5ページでございますけれども、左下に家畜の遺伝資源の保護に関する検討会を設置いたしました。ことしの4月に、三浦副大臣の本部長のもとに検討会を設置いたしました。もともと政府の知的財産戦略本部というものがございまして、その下に農林水産省の知的財産戦略本部がございました。これの下に位置づけて、この保護に関する検討会を設置した次第でございます。

4月から、本委員会の委員でございます秋岡委員外、あわせて7名の委員の方々に精力的に検討していただきまして、4回の検討会の結果、5月31日に中間取りまとめ骨子を取りまとめられました。それを農林水産省の知的財産戦略本部に提出し、6月2日には知的財産戦略本部にかけられ、6月8日に政府の知的財産戦略本部で、「知的財産推進計画2006」にも取り入れられたところでございます。

次のページをめくっていただきたいんですが、具体的には、和牛の遺伝資源をめぐる状況と課題ということで、一つはブリーダー——これは国、都道府県、民間でございます——、それぞれが種雄牛を持っておりまして、その種雄牛から取られた精液を雌牛に交配する。これら精液あるいは生体、又は受精卵は、海外に出す場合に、特に規制はございません。あくまでも2国間の衛生条件に基づく規制があるだけということでございまして、このままいくと、自由に流出するということになるかと思っております。

そういうことも含めて、和牛の改良・増殖に当たりまして、精液の流通管理の徹底を図っていくことが必要ではないか。精液は人工受精師とか獣医師の手を経て繁殖農家、実際の種付けが行われることとなりますが、その間をどうきちっと確認していくかということ。その後、子牛が生産されて、家畜市場などを通して肥育農家に飼養されていく。その後、と畜場ということになってまいります。

下の方ですけれども、肥育素牛という形で、既に海外に出ておりました精液とか、和牛

の生体をもとにして和牛の交雑種がつくられている。こういうものが海外から国内に逆輸入されまして、肥育に回されるということもあるかということでございます。このために、和牛の表示の厳格化を図っていこうと。

もう一方で、もともとの和牛そのものの能力向上をさらに図っていこうということ。もう一つは、遺伝子特許の戦略的な取得あるいは取得した特許の積極的な活用ということで、和牛の遺伝子そのものを、遺伝子特許を取ることによって守っていけないかということを検討した次第でございます。

もう一度、失礼ですが、5ページに戻っていただきます。そういう結果として、中間取りまとめ骨子ということで、一つ目は貴重な遺伝資源である和牛を知的財産として保護していこうということで、特徴的な遺伝子、うまみですとか、香りですとか、サシということについて、遺伝子特許を戦略的に取得していこうと。具体的には、DNAレベルで遺伝子を特定して、どういう効果があつて、最終的にうまみとか香りにどう影響が与えられるかということまで調べた結果を遺伝子特許として出せるのではないか。その遺伝子を海外が改良とかに使った場合には、特許権を主張できるということでございます。

こういう特許は国だけではできませんので、国や国立大学法人、あるいは国の関係の試験研究機関あるいは生産者等、みんなでこういうものをプールしていこうということで、パテントプール等を構築して、そして我が国の生産者などが使いやすい形で特許を取得していこうということでございます。

二つ目が精液の流通管理の徹底ということで、現在、精液については具体的にトレーサビリティというものが存在しませんので、精液証明書の中で、途中で譲渡や販売経過を書くことになっておりますが、事実上、空文化しているということで、精液ストローのトレーサビリティの強化を図っていこうと。具体的には誰がつくって、誰が途中で流過程に介在し、最終的に国内生産者において用いられるようにということで、精液の証明書、あるいは具体的にはバーコードも使ってやれないかということで、精液の流通管理体制を徹底していこうということです。

三つ目が紛らわしい和牛表示の排除ということで、家畜改良増殖法における種畜検査を活用したり、牛肉トレーサビリティ法を活用して、純国産の和牛のみを和牛と表示していく。公取協でも、具体的に和牛の表示についての検討を始めている次第でございます。

そして、和牛の改良生産体制の強化。こういうようなことで守られている和牛そのものを、具体的にさらに改良、強化していこうということと、1で得られました遺伝子特許な

どを具体的に改良に活用していこうと、そして、改良の効率を上げていこうということも考えられます。

それから、枝肉データの収集システム等を活用して、具体的には 10 桁の個体識別番号があるわけでごさいます、その結果、生産された牛と種雄牛と枝肉になったデータを寄せ合わせるすることができます。これをうまく活用して改良体制をさらに強化していこうということが中間取りまとめ骨子に取りまとめられました。

最終的に、8月3日に中間取りまとめということで検討会を再度開きまして、中間取りまとめをしていただくところでごさいます。

以上、簡単でごさいますが、説明にかえさせていただきます。

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

今、お三方から御説明をいただいたわけでごさいます。本日は2時間程度の会議ということでごさいますので、休憩を特に取ることなく、このまま会議を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、会議を休憩なしで続けてまいりたいと思います。

意見交換

○生源寺部会長 資料3、4、5という形で御説明があったわけでごさいます。かなり広範囲にわたっておりますけれども、どんなことでも結構でごさいますので、委員の皆様から御発言をちょうだいいたしたいと思います。

飛田委員、どうぞ。

○飛田委員 生産現場からの要望といいますか、考え方ですけれども、特に家畜排せつ物は、事業の中で先ほどから説明ありますように、ほぼ100%整備をされて、このことについては生産現場も大変な努力も払いながら、国の事業をしっかりと受けとめながら整備をさせていただきました。

今までの整備については、かなりきちとした中で環境問題をとらえて牛を飼っているわけでごさいますが、特にコスト低減の中で努力をしていくということについては当然、多頭飼育がコスト低減の中では大きな要素になってくるということになりますと、どうしてもメガファーム、ギガファームの誕生が不可欠だということになりますと、家畜排せつ物については従来の、今までの事業で網羅された部分では、それを充当できないという部

分が、これは役所の皆さんにも、その都度、お話をさせていただきながら進んできておりますけれども、なお一層、大規模酪農あるいは畜産については、堆肥の有効活用を含めて非常に大きな問題として残っていきますから、特に先ほどから議論の中にあります堆肥の利用方法、あるいはバイオマスコストを含めて、このことをしっかりと解決していかなければ現場は、コスト低減に関する、コスト低減だけではありませんけれども、大型化するという事は、いろいろな要素があるわけですが、大型化したときの排せつ物の処理を大きな課題として私どもとらえておりますので、私どもも努力いたしますけれども、そのことを十分検討に入れていただきたい。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

寺内委員、どうぞ。

○寺内委員 18年度の酪農及び肉牛生産の近代化を図る基本ポイントが出たんですけれども、我々食肉関係のものとして、基本的に示されたことは賛同するんですけれども、基本になる肉畜の生産が項目の中にあられていないということがちょっと不満かなと思っています。

参考資料2を見たんですけれども、国際化に対応する産業構造をつくらないと——今言っているのは4ページです——、国際的に圧迫を受けて、国内の生産がどんどん後退してしまうのではないかと——一番心配しているわけです。それらについて項目にちゃんと掲げて、我が国の畜産業としての生産をきちんと前向きに検討して出していただきたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

委員の御発言に対して1対1で役所からコメントをもらうという形ではなく、何人かの御発言があったところで、まとめて必要に応じて役所の方から御発言いただくという形にいたしたいと思っております。

そのほか、いかがでございましょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 北海道も、国の方針に基づきまして、ことしの3月に道の計画をつくりました。その中で、安全・安心で良質な畜産物の供給を基本に、放牧などを活用した資源循環型の経営の確立だとか、家畜と環境にやさしい生産構造の確立といったものを基本的な方

向として目指していきたいと考えております。

ただ、計画の達成のためには生産面での取り組みをしっかりとやっていくことはもちろんですけれども、安定した需要の確保が図れないとなかなか難しいということで、現在、特に牛乳乳製品の消費拡大ですね、関係者挙げて取り組みが行われているところでございますけれども、そうした中で、北海道の情報誌の呼びかけで、普通プリンですと黄色いんですけれども、牛乳をたっぷり使った白いプリンを北海道の新しいブランドとして位置づけ、定着させようということで、菓子メーカーなどに呼びかけて大きなキャンペーンをやっています。今後、こういったものが消費拡大だとか需要の掘り起こしにつながるんじゃないかということで、注目を集めておりますので、紹介したいと思います。

それから、乳業メーカーさんによるチーズの生産増強が計画されているということで先ほどお話がありましたけれども、地元としても大いに期待しているところでございます。

その一方で、酪農家を中心に手づくりチーズ工房といったものも北海道内に近年、増えていまして、60 ぐらいあります。単なる原料乳地帯ということだけでなく、こうした取り組みが食育だとか地産地消といった面でも牛乳を中心とした食文化の育成ということで今後、チーズ全体の需要の拡大にもつながるんじゃないかなということで考えております。

ただ、こういったチーズ工房というのも、技術の問題だとか、品質だとか、販売面で課題も多いので、うまくサポートして育てていくことが必要ではないかなと思っています。そういった面でのサポートも、国の方でもお願いしたいなと思っています。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 ポジティブリスト化のことですが、ことしの5月の下旬に施行されてから、我々生産現場ではかなり混乱している状況にあります。本来、薬事法なり、現存の安全性を担保する制度があって、そのガイドラインというんですかね、使用量とか給薬期間を守れば安全だというふうな考え方だと思うんですが、我々現場としては、本当に安全なのかということを実に担保したいということで、いろんな検査をしようと思うんですが、現実問題、検査する研究所みたいなのところに出しても、全動物医薬をフォローできないというのが現状なので、自分で本当に安全なのかというのが現実問題、できないというふうな状況なので、その辺を検査できるような体制整備をお願いしたいということを考えており

ます。

もう一つは、我々、牛肉なんですけど、輸入の牛肉イコール海外、オーストラリアとかニュージーランドとか現在輸入できる国と、今現在のポジティブリストがうまく整合性が取れていないというふうなところもあります。日本で使用できないものがオーストラリアでは使用可能だとか、給薬期間も日にちが違うというふうなことで、食の安全ということでスタートした制度ですが、その辺の整合性は問題あるんじゃないかなと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

かなり多岐にわたってございましたけれども、役所の方から、それぞれコメントなりいただけますでしょうか。牛乳乳製品関係も食肉関係も衛生関係もあったようでございます。どなたからでも結構です。

企画課長。

○清家企画課長 最初に、いわゆる家畜排せつ物の関係のお話が飛田委員からありました。我々としても、今後は特に堆肥の利用促進という観点が一番重要な、ますます重要になった課題だと思います。

先ほどお話しましたように、基本方針の見直しを関係有識者の方々に入っていていただいてやっております。我々も、既に取り組んだことも含めて、これからどういうことをやっていけるのか、いろいろと御提言いただきながら精力的にやっていきたいと思っております。

特にエネルギー利用という観点も含めて、先ほどちょっとお話がありましたバイオマス構想ということ、もちろん基本は堆肥の土地、農地への還元ということでありましたけれども、そういういろんな手法も含めて、全体として、いわゆる家畜排せつ物がうまく回っていくような取り組みを目指して、引き続きやらなければいけないと思っております。

それと、寺内委員から、特に人材の育成確保という観点とか、とりわけ、具体的にはおっしゃられなかったかもしれませんが、肉用牛の生産拡大ということかと思っております。

説明としては、はしょったので申しわけないんですが、人材の育成確保という観点と、資料4の6ページに、そういった項目が具体的に掲げております。これは肉用牛に限らず、あるいは酪農も養豚も含めてということになりますけれども、新規就農の促進ということで、特にこの辺は酪農が具体的には先行して動いておりますけれども、新規就農したい、経営継承をしたいという人たちのマッチングをして、調和をとってやっていきたいということですか、それから、特に下の方に書いています各地域でアクションプランというものを担い手の育成という観点でつくっております。その中で、いろんな専門家支援チーム、

これは圏域の農業団体の人あるいは県庁そのものの関係の方々が、候補者といいますか、そういうところに対して、あるいは地域に対して、いろんな取り組みをやっていこうということで、具体的に進めておるところであります。これは従来からもやっておりましたけれども、引き続きこういうことをやっていきたい。

それと、特に肉用牛については、国内は非常に需要があって価格も高いというのが現実の姿でありますから、肉用牛の増頭に向けて、特に力を入れてやっていく必要があるんだろうと思っています。

これは補足が振興課長からもあるかもしれませんが、肉用牛の増頭戦略会議ということも別途設けまして、さっき御説明した水田を活用した、あるいは耕作放棄地を活用した放牧ですね、和牛の放牧、そういうことを通じて低コストで、手間暇かからないし鳥獣害の防止にも役立つといったようなこともあります。そういったことを精力的にやっていかなければいけないだろうということを考えております。

それと、ことしの3月の審議会でもいろいろと御議論あって、酪農は少し生産を抑制しなければいけないということがあります。もう既に17年度、地域によっては、いわゆる低能力牛の搾乳牛を淘汰するということがありましたけれども、そういう乳牛を活用して、和牛を生産していくような仕組みを今年度の対策の中にも新たに組み込みましたし、そういったことを通じて成果を上げていきたいと考えています。

○生源寺部会長 振興課長、お願いいたします。

○姫田畜産振興課長 今、企画課長からお話しあったとおりですが、お手元の資料4の13ページの下の方に、優良雌牛の整備ということで、4月ですので、全国増頭会議をもう既にやっております。この中で、従来の手法はもちろん基本ですけれども、それだけじゃなくて、企画課長からお話しございましたように、水田放牧や、要するに転作田に電気牧柵をめぐらすだけで放牧をしようということ、あるいは乳牛の借り腹を活用した肉用牛の生産をするということも含めてやっていこうと。それだけでは危機感が高まりませんので、今回、ブロックごとに、増頭を割り当てまして、繁殖雌牛の1万頭の増頭を毎年度図っていこうということで、各農政局、そして都道府県にお願いしたところでございます。

ですから、具体的に、今までの手法を一つ一つ積み重ねて、それぞれ県ごとにしっかりやっていこうというのが基本でございます。これがポンとすばらしい手段があるということではないんですけれども、それぞれが効果的なものを地道に進めていくということをやっております。

そうすることによって、もと牛は今はかなり高値でございますけれども、それなりの適正な価格にまで落ちつけて、そして消費者の皆様方に安全な牛肉、かつ嗜好性の高いもの、おいしいものをしっかりと安価に供給してまいりたいと考えているところでございます。

もう一方、家畜排せつ物でございます。基本は、どんな大きな農場になりましても、自給飼料生産に伴ったものを増頭していただくことが基本ではないかなと考えております。それを踏まえまして、自給飼料の増産ということをきちんとやっていくということ年全国的にも進めております。皆さん方の御協力もいただきたいと考えている次第でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

安全管理課長、お願いいたします。

○杉浦畜水産安全管理課長 萬野委員からポジティブリスト制度につきまして2点、質問がございました。

最初の検査法が十分開発されていないという御指摘ですけれども、畜産物における検査法の開発につきましては、厚生労働省で鋭意取り組んでいると聞いております。畜産物中の残留基準を設定したものの、まだかなりの物質について検査法が開発されていないと聞いております。御要望については、厚生労働省に伝達したいと考えております。

それから、輸入牛肉と国産牛肉でポジティブリスト制の整合性が取れていないと、特に使用可能な動物用医薬品、不可能な動物用医薬品、給薬期間等について、整合性が取れていないというお話です。使用基準につきましては、各国それぞれ残留試験を行っています。それを評価して定めております。それから、使用できる動物用医薬品、農薬等につきましても、需要があるかどうか等によって承認されているもの、あるいは登録されているものが異なっておりますので、そのところは必ずしも整合性は取れていない部分もあるかと思えます。

ただ、設定されております畜産物中の残留基準につきましては、国産、輸入品にも同様に適用されておりますので、仮に輸入品について、その国における使用基準あるいは給薬期間を守らずに残留基準を上回っているものが輸入されれば、食品衛生法上、流通が認められないこととなります。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

志田課長、お願いします。

○志田牛乳乳製品課長 先ほど加藤委員から手づくりチーズ工房の関係でお話がございま

した。既存の仕組みといたしまして、強い農業づくり交付金ですとか、中山間地域ですと地域づくり交付金という制度がございますので、北海道庁さん、お得意だと思いますので、そういうのを使っていただければなというふうに思います。

それから、販路の拡大の関係は、直接的な助成措置はないのですが、チーズコンテストのようなものを、2年に1回ですけれども、東京で全国から集まってきてやっていただいております。そこには各地域の手づくり工房からも出展されております。そういうものに出展することを通じて、かなりPR効果が期待できるのではないかと考えております。

それから、これはチーズではないのですが、昨年あった事例として、J-Milkさんの方で年に1回、牛乳料理コンクールをやっております。昨年は北海道の大学生が一等賞をお取りになったのですけれども、その方の作った、たしかそば入りのワッフルだったかと思うのですが、実際に札幌のプリンスホテルで、期間限定ですけれども、出していただいたという。

そういう料理コンクールとか、いろいろなコンテストを使いながらPRに持っていくということも最近いろいろ取り組んでおりますので、そうやって一生懸命取り組んでいる方は、そういうコンクールにも御参加いただくようにお話していただければなと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御発言をちょうだいいたしたいと思います。

今委員、その後、阿部委員にお願いいたします。

○今委員 酪農生産者として、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

ここに来て栃木県は突然の牛乳の生産抑制が出まして、非常に混乱しました。サラリーマンの方でしたらわかると思うんですが、4月、5月にいただいた牛乳、販売した、また6月の4日間分までも差し引いた乳量を7、8、9で出すようにというお触れが出たり、何がどうなっちゃったんだかわからないという時期があったんですね。

それまで、4月末までは自然体でいくということだったので、北海道とか九州の方々は大変苦労されているなと思っていました。でも、行く行くは栃木県の方にも来るだろうという思いはあったんですが、それでも、まだ自然体という言葉が出ていましたので、ことは行けるなと思っていましたら、突然の4月、5月、そして6月4日までの分を差し引いた分の乳量ということに出されまして、非常に混乱したわけです。

今、何とか落ちつきまして、言われたとおりに頑張っていかなければいけないなという

ところではいるんですが、それでも、これから先、全く見通しが立たない。何を聞いても、まだ日持ちのことはわからない。ただ、夏までに絞って、オーバーした分は 11、12 から 3 月までの分から差し引くよということと言われてしまいますと、冬、生活できないという人まで出てくるわけですね、出しちゃった分は引かれちゃうということで。

そんな中で、酪農家の中では頑張っているわけですが、そういう経営をしながらも、地域交流牧場とか、牧場を通して消費者との交流活動なども入ってくるわけですよ。協力していない牧場はたくさんありますが、そういうことも協力しながら、生産活動は抑えられ、食育関係も協力してくれ、地域交流牧場、消費者体験も何とか頑張ってくれということをおっしゃると、本当に苦しいんですけども、牛乳の消費拡大のために頑張ろうということで私たちは頑張っているわけですが、例えば牛乳の消費拡大に取り組んでいてちょっとがっかりする言葉なんかもあるんですね。

これは私が直接聞いた、あった話ではないんですが、歯医者さんに行きましたところ、「歯が悪い」と言えば大概、「カルシウム不足だから牛乳をたくさん飲んだらいいよ」っというものだと思うんですが、歯医者さんそのものが「牛乳はよくない」ということを言って、A4の紙に、牛乳がよくない理由を書いて、患者さんというか、かかった方に渡したそうなんです。それを持ち帰ってきて、「もう牛乳は飲めない」ということを言ったので、「どうして」と聞いたら、その紙に書いてあるというんですね。

「どんな薬をもらったの」と言ったら、何かのサプリメントみたいなんですけども、「これを飲みなさい」と言われたということで、病院の方では——病院というか——、農業以外のところでは、そういうことが進んでいて、農水省とか農業団体では一生懸命消費拡大についていろいろ出ていますけれども、かなり運動はしているということですよ。一方では、そういうこと。

そして、地域交流牧場の運動、体験などを一生懸命やっても、先生の方が余り乗り気ではない。さらに、最近、こういう天候ですので、交流活動をしている牧場で、O-157 が発生したという話なども聞いてきますと、私たちも教育ファームとか地域交流牧場で加入しまして一生懸命活動はしていますけれども、例えばO-157 などが発生したときに、どこで責任をどう取ったらいいのかということが問題になってくるんですね。生産抑制で大変な思いをして、そこまでなってくると、どうしたらいいかわからないというのが本音なんです。

二、三日前に地域交流牧場の集まりがありまして、保険対応の話が出たんですね。交流

牧場で保険に加入しているんですが、その保険では、O-157 は対応できないということなんですね。ですから、一生懸命努力して、それこそ消費拡大にも努め、食育にも関連して学校の教育現場にも一生懸命牛を運んでいって、何とか動物と触れ合ったり、いろんな面で活躍しているわけですね。そういうところに、もうちょっと何か配慮をしてほしいかなと思いますね。O-157 とか、そういう問題が出たときに、どこにどうしたらいいかということで、その辺のところも考えていただきたい。

あと、これは私の思いですけれども、自給飼料の増産というか、生産なくして多頭飼養はよくないというのは、そのとおりだと思います。全く基盤を持たないで、何千頭の牛を飼って、何百頭、1000 頭なんていう牛乳を絞られちゃいますと、今まで地道に展開してきた経営が、本当にわけがわからなくなってしまうという思いを現在しているものですから、規模拡大も、府県なんかは大変厳しいですけれども、それでも全く飼料基盤を持たないで多頭化するというのは考えてほしいかなと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 資料4の4枚目のところで見ていただくと、5の家畜排せつ物の適正な管理ということで、今年度は畜産環境アドバイザーの研修を見直したいと。先ほど、要するにレベルアップだというお話がありましたけれども、それを一つの軸に、私自身の考え方を述べると同時に、皆さんの御意見をお聞かせ願いたいと思います。

この工程表の基本的な精神のその一部としては、今も今さんからありましたように、自給飼料生産をどう拡大していくか、つまり、へこんだ飼料作物、草地面積をいかにカムバックしていくか、回復していくかということと、もう一つは先ほどお話がありましたように、農業環境規範をしっかりと守りながら、やさしい酪農をしていって、いい牛乳を絞っていこうという、そういうのが二つあって、それは車の両輪みたいだという問題だと思うんですね。

その中で地域のコーディネーター、地域の人材を、担い手とは違って、担い手を支援する地域の人材を養うということで環境アドバイザーというのがあり、そして、この人たちは頑張ってきて、法制化以降、しっかりやってこられた。それから、自給飼料に関しては、コントラクターアドバイザーというのが考えられた。それと同時に、稲の発酵飼料について、WCSコーディネーターを考えておられる。

つまり、地域の人材を政策的にしっかり養成しようよということで、これはとってもいいことだと思うんですが、私、ずうっと地域の酪農の技術普及、それから飼養管理のモニタリングを見ていきますと、いろんな地域の技術者が案外とばらばらに……。所属する組織が違いますから、ばらばらになるのは仕方ないんだけども、いわゆる地域のスーパーバイザーというか、その地域について責任をもって管理するというような者が足りない。それが日本の地域酪農のちょっと弱いところなんです。

ということで、ここにありますコントラクターのアドバイザーだとか、WCSのコーディネーターだとか、環境アドバイザーというのがばらばらに養成されるんじゃなくて、養成された後はしっかりとその人たちの連携でもって、先ほど言いましたような環境規範だとか自給飼料の拡大ということで、組織が違ってばらばらにあるというんじゃなくて、まとまりのある人材の養成の上で、そういうまとまりのあるスーパーバイザーをつくってほしい。そういうお考えで進めていただければ、とってもいいかなというふうに思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 今の阿部委員のお話にプラスさせていただきたいと思うんですけども、実はいささか宣伝めいてしまうんですが、「マイブランドのお取り寄せ」という本を私がプロデュースして、今週、小学館という出版社から出版されます。これは本屋さんにも並んでいるかもしれません。

畜産でいうとハムとかソーセージ、それからチーズなど、手づくりでつくっている人たち、それから、オーダーメイドですから、生産者の人たちに、消費者は自分がほしい味つけを頼めるというような、そういう小さい、細やかな生産をしてくれるところをなるべく紹介したいと思ってまとめたものです。

この本を編集していて思ったことは、生産者というのは、まずいい材料を持っている、それから、つくる力を持っている。ところが、売るためのデザインであるとか、PRであるとか、形というの、形づくるといふセンスというものに正直欠けるんですね。ですから、実際に取り寄せて食べてみると大変おいしい、素材も大変いい。ところが、取り寄せて口に入れるまでにアピールするものが余り上手にいないという例がたくさんあります。

先ほど資料5の畜産をめぐる情勢というところで、1ページ目に生乳のPRについて、消費拡大、どういう取り組みをしているかという御説明がありましたが、この消費拡大というのは大変大きな取り組みで、これは大変ありがたいことだと思うんですが、言ってみれば、牛乳というと牛乳というジャンルで十把一からげ、肉は肉で十把一からげということで、生産している方たち、あるいは生産者グループ、もっと小さい牧場という単位、個々のアクティビティという単位、そういうところと言うところの細かい販売促進、商品企画というものに対して、阿部委員のおっしゃる地域のスーパーバイザーというものに補足して、商品企画、商品販売についてのアドバイスをする方たちがいれば、もっといいPRができるんじゃないかということで、先ほど強い農業づくり交付金というものがあるというお話がありましたけれども、もうちょっと細かくしたところの商品企画というより、商品デザインですとか、小さい販売促進についての支援というものを、小さいサイズの方たちにも将来的に考えられないかということをおもいました。

それについての連携ということで、こういった畜産業界だけではなくて、例えば食品については食品のお料理学校であるとか、デザインに関しては地域のデザイン学校であるとか、産官学みたいな取り組みによって、若い人たち自体がこういったいい食材に目を向けるという企画、先ほどのお料理コンテストというのも大変すてきなんですけれども、その仕組みづくりも考えていけるものがあるといいんじゃないかなというふうに思いました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 紛らわしい和牛表示の排除ということがございました。これは当然でございます、聞きたいのは、例えばどのくらいのパーセンテージを予測して、それを排除しようとしているのか。あるいは、産地がこれでは生きられる状態ではないんですよね、このような混在が常道化してくるということになると。また消費者の方々にも不安視されるということになりますね。

まざるということに関しては、畜産の問題だけじゃないんですよね。今、すべてのものは純粋な産物が要求されるわけですから、そのことは、肉牛以外にも当然として行われなければならないわけでございます。私としましては、これをどのように整理していくのか、その方法等についても一部お聞かせ願いたいと思っております。

そして、できれば、どのくらいのパーセンテージを予想しているかということをお聞き

したいと思っています。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

一度、ここで切らせていただきまして、役所からコメントをいただいて、その後、向井委員、富士委員の順番でお願いいたします。

○原田畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の原田でございます。

阿部委員から大変貴重な御意見をいただきました。畜産環境アドバイザーは、現時点で、8年ほどかけまして、延べで6000名、受講していただきました。その中に、幾つかカリキュラムがございまして、堆肥製造ですとか、汚水処理ですとか、悪臭防止技術ですとか、一人の人が全部取ると、まさに本当のアドバイザーということになります。

その辺まで畜産環境アドバイザーの方は人が育ってきましたので、基本的な養成は都道府県でしていただいて、中央段階では、まさにスーパーアドバイザー的な研修あるいは技術の研修をしていこうと思っています。

委員のお話のコントラクターのアドバイザーがいるじゃないかと、コントラクターも大きな仕事の中に家畜ふん尿の堆肥の散布ですとかございますので、そういった連携できるところを、この中でカリキュラム的なことも相談しながら、連携できる部分につきまして着手していければなど。ことし、見直しています畜産環境の基本方針の中でも、そういう点の位置づけができれば、その中で整理していきたいなと思っています。

ありがとうございました。

○生源寺部会長 牛乳乳製品課長。

○志田牛乳乳製品課長 今委員から何点か御指摘があったのですが、まず1点、牛乳が体に悪いというペーパーを歯医者さんが患者さんにお渡ししていたという事例でございます。いろんな著書の中で、特に栄養に関するものすとか、異論とかいろんな変わった意見が出ておるのですけれども、牛乳乳製品関係では正しい知識を普及することが大事ですので、それについて、どういう方法が効果あるのかということについて、J-Milkの中で検討してもらっておりますので、それを踏まえて対応していきたいと思えます。

もう一点、酪農教育ファームの中で、例えばO-157が発生した場合に、どういうふうには、だれが責任を取るのかというお話がございました。今までいろんな手法を使って、酪農ファーム、子供たちに酪農の現場を体験していただくということを一生懸命進めてきたわけですが、御指摘のような点まで、正直言って、私ども頭が回っていない面もございましたので、まさに実態がどうなっているのか、そういうところから検証して、ど

ういう方策が取れるのか、検討していきたいなと思っております。

それから、伊藤委員から御提言、御示唆がありました問題につきましては、行政としてどんなことができるのかといった点も含めて、アイデアとしては大変貴重なアイデアだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

伊藤委員の御指摘は、恐らく畜産部会だけではなく、全体の農産物の問題として受けとめてまいりたいと思います。

畜産振興課長、お願いします。

○姫田畜産振興課長 木村委員から御指摘ありました点でございます。

一つは、私の説明が不十分だったかと思いますが、海外で和牛の血が 90 数パーセント入ったようなものがローマ字で「Wagyu」と表示されているものがあるということで、それに対しては国内においてきちんとした和牛ブランドをどう確立していくかということが基本と考えています。

もう一つ、和牛とその他のものの表示ということでございます。これは、むしろ J A S 法の中できちんとやれておりまして、従来は通常の検査ということだったんですけれども、今は消費・安全局の方で消費技術センターが突然、小売店とかに入りまして、それで DNA 検査をするということをやっております。一罰百戒というか、違反事例はほとんど出ておりませんが、それに戦々恐々とされて、非常にきちんとした表示になってきているのではないかなと思っています。それが和牛の牛肉価格高騰の一因にもなっているのかなと思っておりますので、そこはかなりできていると思っています。

ほかの食品にもということですが、すべての食品に DNA でやれる技術があるわけではないので、例えば中国産のうなぎと日本産のうなぎの表示とか、そういうようなものにも使っているところでございます。御存じのように、スーパーから日本産のうなぎがかなり減少したとか、そういうようなことも含めて、いろんな影響が出ておりますけれども、その表示の適正化というのは、いろんな形でやって、消費技術センター中心にやっていけるのではないかなと考えているところでございます。これは基本的に J A S 法あるいは生産履歴公表 J S A とか、そういうものの中でやっていけると考えております。

それから、二度目になりますけれども、今委員がおっしゃったように、基盤を持たない大規模生産がということです。基本的に私どもは、今回の工程表の 1 ページに、大項目で

今回の行動計画のポイントということで、経営安定対策と飼料自給率の向上ということで2本柱で出させていただいたとおりでございまして、いろんな形での飼料生産を推進していこうということをやっているところでございます。

むしろ酪農家の皆さん方にしっかりと自覚を持って、生産基盤を拡充しながらの規模拡大をやっていただくということが基本だろうと思っております。それに対するいろんな支援の手段というのはたくさん持っておりますので、ぜひ御活用いただければと思っております。

○生源寺部会長 食肉鶏卵課長、お願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 和牛の表示の問題について若干補足をさせていただきます。木村委員から御指摘のあった点でございますけれども、和牛の表示につきましては現在、食肉公正競争規約という業者の皆様方の自主的な規約、景表法に基づく規約でございますけれども、こちらの中で黒毛、褐毛、日本短角、無角和種、それから、それらの交雑種に限るということになっております。

こういう形で品種に関する規定ということになっております。一方、原産国の表示につきましては、JAS法によりまして、例えば外国から来たものであれば豪州産とか、国産のものは国産とか産地を表示しなければいけないわけでございます。外国から入ってきたものについても、現在の和牛の表示の取り決めが、このような形で品種に着目した取決めになっているので、例えば豪州産の和牛ということがあり得るということになっております。

これは非常におかしいのではないかとということを現在、家畜の遺伝資源の検討会で御指摘をいただいております。国内で育った和牛に限って、和牛表示できるような方向で検討すべきという御指摘をいただきまして現在、食肉公正取引協議会に検討依頼をさせていただいておりますとともに、農水省といたしましても近々、有識者の皆様方の御意見を聞いて検討するような場をつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

向井委員、お待たせいたしました。

○向井委員 ただいま御説明いただいたんですけれども、基本的に、いわゆる知財の問題なんですけれども、品種名を名乗るといえるときにはかなり制約がかかると思うんですが、そもそも和牛という言葉ですね。例えば外国の方が和牛という表現を使うということは問

題があるわけですか、ないわけですか。そこのところを聞かれたことがございまして、和牛というのは、いわゆる固有名詞というのか、あるいは特定の商標なのかという違いに引っかかるような言葉なのかということですね。本来、そこはきちっとしておくべきだろうと思うんです。

それと、先ほど阿部先生もおっしゃったんですけれども、いわゆる環境アドバイザーとか、伊藤委員もおっしゃった開発アドバイス、商品アドバイス、いろんなものが必要なんですけれども、私ども大学にいますと、最近では、いわゆる地域連携といいますか、地域活性化といいますか、そういう形で、学生の希望者を募って、いわゆる棚田とか、水田とか、ため池とか、そういうところに行く機会がよくあるわけです。

先ほどおっしゃった、これまでありました改良普及員ですよね、そういう制度が今はないわけなんですけれども、そういう形の何か、単に学生がそこへ行ってというよりも、今、出てきているいろんな形のアドバイザー的なところへキャリアアップできるような、どういう形の履修リストみたいなものがあるんだよというものがかなり明確に示されて、農業大学校あるいは大学等の農学部等に御提示いただければ、緑の保全なり、そういう形の講義はたくさんあるんですけれども、その中で紹介していけるということで、いわゆる学部学生のモチベーションが高まっていくんじゃないかなと思います。

そういう形のものを大学等にも流していただきたい。そうすれば、何らかの形で連携も深めていくんじゃないか。これはお願いでございます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 3点ほどあります。

まず1点目は酪農でございます。特に酪農の飲用需要について大変心配しております。人口の絶対減の中で、当初、27年目標を立てましたけれども、飲用需要の498万トンは大変厳しいんじゃないかということ。その上で、コストも2割削減して、今より8割にするというコスト目標を掲げておりますけれども、それらについても大変厳しいかなと思っています。

そういう意味で、18年、19年度、今度の3月に19年度の需要見通しがマイナスになったという場合には、22年の中期目標が、中間点ですか、22年の中間点に向けて、その辺の需要見通しの分析みたいなものを検討していただいたらどうかなと、ありがたいと思

っています。

最近、夏休みに入って学乳がなくなったということがあって、1リットル100円で中小乳業の牛乳が売られているというのも先日、見てまいりました。そういう意味で、需要減で廉売という悪循環にならないように、牛乳の廉売の実態なんかもわかっただら教えていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は肉用牛の生産基盤の確保ということで、和牛の雌牛の保留ということの取り組みです。要するに、今、値段が高いですから、子供を生まないで未経産のまま雌牛が肉にと殺されるというのは、どのぐらいの頭数あるのかなど。それがちゃんと子供を二産三産産んでいけば生産基盤の増頭につながるわけで、雌牛で未経産のまま肉になっているような実態はどのぐらいなのかというのを教えていただければと思います。

3点目はお願いですけれども、肉用牛の肥育経営とマル金の経営安定対策について、対象の要件が決まったわけですけれども、これから都道府県の特認の認定基準とか定まっていますので、来年の加入に向けて、県、行政と、この制度が切りかえに当たって円滑に進むようによろしくお願ひしたいというのが3点目です。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 最初は家畜排せつ物の件でございます。環境アドバイザーという方々にいろいろ御指導をいただいているわけでございますけれども、養豚に関しては全国的にも90何パーセントか、100%近い整備率でございますが、この前も私が申し上げましたように、機械の方がふん尿処理、尿処理の方の処理をする機器の耐用年数が7年とか、そこらの耐用年数なんですね。今までは環境リース機構の方で導入したんでございますが、リース料の支払いが終わった途端に、新たに整備し直さなければならないという現状がまいていいると思います。

実際、私のところでも、早く設備しましたので、ブロアの故障とか、コンポースの羽が折れたということで、環境対策の機器については、一つについても大変莫大なお金がかかります。ですから、環境整備リースを継続していただけるものかどうか、継続していただけるようお願いをしたい。そうでなかったら、この前、申し上げましたように、大型機械の共済金制度もございますので、農業機械にはございますので、そういうような制度も取り入れていただければなど要望する次第です。

それと、もう一つは、エコフィードの問題でございます。これにつきましては、養豚部会でもいろいろ意見が出ているわけでございます。食品残さの飼料化という問題は、養豚が一番使いやすい商品でございます。そういう中で、私は千葉県ですが、千葉県でも、これについての専門的な工場が、今年度また来年度ということで2社ほど立ち上がるということがわかっております。

いろいろと議論させていただいている中で、安全についてのガイドラインとか、工場の認証という問題については戦略会議の方で検討させていただいていると思っておりますけれども、これから、このえさを使った養豚、豚肉が市場に出回るときに、何とかうまいぐあいに…。うまいぐあいというのは、今までのものと差別なく消費者の方々に取り入れていただく方法、先ほどお話がありましたように、そういう方のコーディネーターといいますか、販売の戦略についてもこれからやっていかなければならないと思っております。

実際、私どもの工場の稼働が始まりますと、1日約50%配合しただけでも5万頭の豚が1日食べられる量が出てまいります。そういうことで、来年、再来年の春には出荷が始まるときに、食品残さを使った豚だから流通に乗せられないよとか、そういうことがないように、そういう方でも施策をちゃんとしていただきたいと思いますと思っております。

もう一点は、と場の衛生管理による統廃合ということ、整備ということでございます。この整備につきまして、もちろんトレーサビリティの問題も絡んでくると思っております。豚の方のトレーサビリティにつきましては、店舗へ行くまで私たちの生産者の方で経費を持っているというのが現状でございます。5万頭出荷の中では1頭40円ぐらいかかるわけですね。そういう経費も生産者が持つ状態でございます。

そういう中で、と場、市場の再編に当たりましては、なるべく生産者に負担のかからないような方法、と場経費の値上がりのないような方法で、できれば施策もお願いしたいと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

中山委員。その後で役所から少しお話しいただきまして、その後、増田委員にお願いいたします。

○中山委員 酪肉、乳業が消費低迷する中で、需給関係が非常に悪いと、これをどう改善していくかというのは、昨年あるいは一昨年来の課題であって、当委員会でもいろいろ議論されてきたところで、そういう意味では、需給構造の改善、市場の改革といいますか、

こういうことが急務になっておるとい問題認識、まさにそのとおりだと思うんです。

それに関連して、需給構造を改善するということでは輸入乳製品の国産化を図っていくということで、先ほど課長からもお話がありましたように、乳業メーカーがチーズの国産化を図るということを各社がやると。各社とも発表が終わって、聞くところによると、北海道に 60 万トンの工場をつくるために、設備投資に 400 億円か 500 億円、合計していくんだと思いますね。

そうすると、年間償却費が 40 億円ぐらい出てくるんだと思いますが、どう見ても、これは理念先行型の投資になっておりまして、酪農、乳業は車の両輪だという先輩からの教えを体して現状を見たときに、どうしても輸入乳製品を国産化していくということだと思います。それを行政の方も成功させるために、今後とも引き続いて御指導いただきたいということが一つです。

消費拡大ということでは、これもここで問題指摘がされて、特に 18 年度、若年層に絞って消費拡大をしていかなければならんというのは、まさにそのとおりだと思います。今の消費が低迷しておるのは、少子・高齢化、特に単なる少子化だけじゃなくて、若年層の 1 人当たりの飲む量が下がってきているということにも大きな問題がありますから、そこに焦点を当ててやることと、何と言っても、新しい価値を創造していくという意味では、産学官の研究行為は欠かせないんだと思います。そういう点でも、農水からの支援なり、指導が必要だと思います。

さらにもう一つだけ加えて、地産地消の方から、WTO 交渉の話がありました。日本の酪農、乳業ばかりではなくて、農業全体がそうだと思いますが、過去最大の影響を受けているのは、パラダイムのところまでも変えなければならなかったのは、ウルグアイラウンド交渉だったと思います。その次が今、行われているんですが、これの決めぐあいによっては、酪農、乳業に大変大きな影響を及ぼしますから、一言で言えば頑張っしてほしいと思いますが、酪農、乳業の立場からすれば、国産生乳が抑制につながらないようにしてほしいと思います。

一度、乳業協会でも、名前を挙げて失礼かと思いますが、塩飽さんのお話を伺いました。塩飽さんはウルグアイラウンドで大変御苦労されたんだそうなのですが、その中の話で大変記憶に残っているんですが、「国際交渉というのは理念をぶつけ合っただけで何の解決にもならない。幾ら多面的機能だとか、食糧安保論を振り回してみても解決にはならない。いよいよ解決するときには、自分が何を譲って、相手から何を取るかということに

立ち至るんだ。それが国際交渉の一番の難しいところでもあり、山場のときの課題だ」とおっしゃっていました。

まだ、モダリティで各論は出ておりませんが、大臣もお行きになっていることだし、あと数年のうちにそういうふうになるんだと思いますが、そういう意味では、私は全部頑張れとは言いませんけれども、酪農、乳業に関する限りは、今だぶついているときですから、国産生乳を抑制に向かうことだけは何とか避ける努力をしていただけないかというのを要望で申し上げて、以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

ここで一たん委員からの御発言を切らせていただきまして、役所の方から幾つか御指摘なり御質問があったかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

畜産振興課長から……。

○姫田畜産振興課長 残念なんですけれども、富士委員から御質問いただきました和牛雌の保留状況なり、未經産牛が肥育に回る頭数について、私どもの数字を持っておりません。年間 50 万頭ぐらいの子牛が生まれるわけなんですけれども、一部大手の方々から聞いているところでは 5000 頭ぐらいじゃないかという話もありますが、確定した数字というものがありません。また我々も調べてまいらないといけないと思っておりますけれども、いろんな意味で、おっしゃるように増頭を図ってまいりたいと思っております。

それから、堀江委員からお話ありました販路の件につきまして、需給対策室長から後でお話しさせていただきます。

○山本需給対策室長 エコフィードの話で堀江委員からございました。エコフィードの肉質評価については、国や各試験所等で調査された実績ございますけれども、全体での集積という形になっておりません。

いずれにしても、エコフィードが理解醸成されるためには、安全性や、栄養評価的なもの、そういう基礎固めができないと、次のステップの評価という形にはなかなか難しいのではないかと考えています。そういうことも考えまして、我々としては、まずは安全性のガイドラインということを重点的にやっつけよう、あるいは認証制度とか肉質の評価ということで、今回の工程表では、飼料残さの行動計画の方で具体的な取り組みを記載しておりますけれども、その中でも安全性ガイドライン、認証制度あるいは栄養評価について重点的にやっつけようということで、特に安全性ガイドラインにつきましては、8 月中には一定の取りまとめを終えまして、今年度後半は、それを消費者、生産者、広く関係者に PR、普及というこ

とに力を入れていこうというふうに考えています。

そういうことを通じまして、エコフィードを使いまして畜産物の理解醸成にもつながっていくと考えておりますので、そういう場面で各消費者あるいは生産者の御協力もいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

牛乳乳製品課長、ございますか。

○志田牛乳乳製品課長 富士委員から御質問がありました件でございますが、需要の要因分析の話でございます。御指摘のように、今年度に入りまして天候が不順だという点もございませうけれども、飲用牛乳の消費は伸び悩んでおるところでございます。

一方、牛乳以外のものに目を転じてみますと、牛乳統計、4月、5月と2カ月分しか出てないのですが、牛乳は確かに対前年で3.4%の減少になっております。同じ時期に乳飲料は0.9%の増、発酵乳は2.2%の増ということになっております。これらの要因につきましては、今年度始まったばかりですけれども、これからデータを集めて、よく検討していきたいと思っております。

それから、牛乳の廉売の実態についての御質問があったわけでございます。私ども、年度トータルといたしまして、大体どのぐらいの価格帯で売られているものが何割ぐらいといったものは押さえておりますけれども、大変申し訳ございませんが、スポット的な安売りにつきましては特段データとして押さえていないというのが現状でございます。

それから、中山委員の御意見につきましては、重く受けとめさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

食肉鶏卵課長、お願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 まず向井委員から、和牛とは何を指す言葉だと、固有名詞なのかという御質問があったところでございます。現在の和牛の定義につきましては、黒毛和種、褐毛和種、日本短角、無角和種といった四つの日本におりました品種の総称という形で定義されているところでございます。

ただし、若干正確に申しますと、これらの交雑種、例えば黒毛と褐毛の掛け合わせとか、そういうものについても和牛と呼んでいいだろうということになっておりますので、黒毛和種など四つの品種及びこれらの交雑種に対する総称という形で使われているわけござ

います。

したがって、例えば産地名を課して「〇〇和牛」とか呼んでいる場合には、黒毛和種あるいはその交雑種などの品種のものについてのみ、「〇〇和牛」と名乗りましょうということになっているわけでございます。現在、景表法に基づくところの食肉公正競争規約の中で、そういう形で定められているということでございます。

ただ、今申し上げましたように、あくまで品種の総称でございますので、産地に対する概念がない。もともと和牛でありますので、日本の牛という意味であるにも関わらず、産地に対する定義がないということでございますので、その辺を国産のものに限ったかどうかという御意見が出てきているという状況でございます。

それから、堀江委員から、と畜場の整備についてお話があったところでございます。これにつきましては、私どもとしては、安全性の向上を図るための施設の整備等については引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

増田委員、どうぞ。その後、福田委員、お願いします。

○増田委員 資料4の工程表から、質問というか、意見を申し上げたいんですけども。

4ページで認定農業者の掘り起こしというのが出てきております。今、認定農業者は19万から20万の間でしょうか、随分増えていると聞いておりますけれども、畜産というのは多くの部分を女性の労働力で支えていると思って間違いはないだろうと思うんです。女性の場合、家族経営協定の締結という前段階があって、お父ちゃんとお母ちゃんが二人とも認定農業者ということだろうと思うんですけども、その辺をどういうふうにとらえていらっしゃるかということです。

それから、6ページに行きまして、出産時を「傷病時ヘルパー」という中にくくってしまっているのが大変気になるんです。出産等の際の傷病時ヘルパー制度の活用推進というのは、政府は挙げて少子化対策と言っているのに、お産をどうして病気にしちゃうのかというところだろうと思うんです。こことあわせて、できることならば、傷病時ヘルパーとは別立てに……。子供が少ないということが大問題になっているわけですから、方策、対策を考えなければならないだろうと思います。それは大前提として、畜産は女性が支えているんだと思っているからです。

最後のページですね。そんな中で、私どもが数少ない見学場で驚いているんですけれ

ども、哺乳ロボットがこれほど活躍するようになるのが早かったとは……。搾乳ロボットほどではないということもあると思いますけれども、牧場では女性が非常に助かっているというふうに、見ても聞いてもそういうことだろうと思っております。

ここでも搾乳ロボットが書いてあるだけで、哺乳ロボットは書いてありませんけれども、ぜひ哺乳ロボットも入れておきたいのと、搾乳ロボットというのは1500万円とか3000万円とか不動産並みの価格だと聞いておりますので、せめて哺乳ロボットは牧場で働く女性のためにも、さらに進めていただきたい。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

福田委員、どうぞ。

○福田委員 飼料増産運動、自給飼料の向上について、3点ほど意見なり御質問を述べたいと思います。

まず1点目ですけれども、この増産運動の中で飼料増産の重点地区の設定ということが行われているようであります。17年度、目標を上回る数字が出ておるようで、これの評価がなされているわけですが、私が見るところ、これは農政局単位でありますとか、都道府県単位で、かなり取り組みに温度差があるのではないかと感じております。

そこで、18年度も重点地区を拡大するようなことが出ているわけですが、こういう重点地区の指定において、地域に偏ることを余りこだわらずといいたいまいしょうか、真に可能性のあるといいたいまいしょうか、資源と担い手のミスマッチを少し解きほぐせば、自給飼料増産につながるというエリアを本当の意味で支援、指導できると、そういう重点地区にすべきだろうと思うんです。そういう意味で、17年度、指定されたところが、どういうふうな支援のもとに、どういう取り組みをしているかということをお聞かせ願いたいということでもあります。

もう一つは、これにもかかわりますが、いわゆる交付金の施策のところ、飼料自給率向上計画を要件化するということでもあります。私、こここのところの詳しい中身は存じ上げませんが、具体的にどういうふうなことが要件化され、どの程度の制約となり得るのかどうかという、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

3点目は自給飼料増産の担い手の一つでありますコントラクター。これもかなり数もふえているという評価されているようですが、これも私が見ますところ、この中身自体が多様な担い手になってきておまして、これ自体でサービス事業体として相当発展が期待で

きるものと、数年したら、その組織自体が持つかどうかというところもかなりあるよう
あります。ここら辺のコントラクター自体の整理をしていかないといけないのかなとい
うふうに思っております。これは意見でございます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

秋岡委員、どうぞ。

○秋岡委員 一つは食育のところなんですけれども、2枚目の4の畜産における食育の推
進というところで、上の丸の方に有識者による提言やというふうに書いてあるんですけれ
ども、私は数少なく実際に食育の場で、さっき今委員がおっしゃったように、農家の方
が牛を連れてきて小学校でみたいなところを取材させていただいた感じで言うと、農家の方
に熱意があり説明もとってもお上手で、むしろ現場の方が物事がすごく進んでいて、有識
者が今さら提言するという目線で食育を語っていいのかなという疑問があって、ここで言
う有識者ってよくわかんないんですけれども、そこから学ぶことの方が多し、むしろ有
識者が方向性をリードするというよりも、地域に任せたりとか、農家の人に任せたりしな
がら、その中からリーダーが出てきて、みんなの経験を交換し合って普遍的なものになっ
ていくとか、食育に対する目線が高いんじゃないかという気がして、これは私の現実の感
覚と一つ違うなという。

二つ目は、先ほどから話題になっている牛乳のことなんですけれども、牛乳が余ってい
るというのは、例えば一般のワイドショーだとか、普通の一般誌でもたくさん取り上げら
れたように、国民にとってすごくわかりやすい話で、昔の米、今は牛乳というくらい、国
民が「これからの農政って、こういうときどういう手を打つんだ。人口が減っていくって
考えてなかったのかな」というふうに語りやすいネタなんですね、ある種。

だから、昔は減反政策というものがあって、お米は話し合いがしやすいし、牛乳とい
うのはみんな飲んでいるから、すごく話しやすい。そういう意味では、いろんなペー
パーでも消費者と生産者ということの関係性は出てくるんですけど、牛乳というのは、今の日本
にとっては牛乳の問題だけではなくて、国民と行政、農政というのを語るときのすごく重
要なシンボライズされたテーマだという、危機感というとあれなんですけど、そういう認
識があった方がいいのではないか。

実際の酪農家の方のためにもそうであるし、むしろ国民の農政に対する信頼あるいは将

来に対する希望という意味では、今の牛乳が余っているというのを政策的にどう乗り切れるのかというのは、みんなが注目していることなんだというのをもう少しこのペーパーに反映できるといいな。

そういう意味では、牛乳が余っているのをどうするのかという問題がめぐりめぐって、1番目の項目の認定農業者が増える減ったというのは、要は将来農業をやっている大丈夫なんだと、やりたいんだという人が増えるかどうかという問題だと思うんですけど、結局、そういう農政が信頼できるのかどうかということが、基盤が確立されてこそ認定農業者が増えて、ここに書いてある畜産生産基盤の強化になるんだという、このリンケージが本当は一番大事なんじゃないかなって、そんなふうに思いました。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 安全性の信頼の確保というところですが、ポジティブリストの件で、考え方だけ確認といいますか、お聞かせいただければと思います。飼料の農薬に問題があると、予想外のことが見つかってしまったときに、最終製品にまでそれが及ぶのかどうかという判断は今、どういうふうを考えていらっしゃるのか、念のためにお聞きしたいと思います。

もう一つ、食育に関することなんですけど、地産地消とか、自給自足というところは、ぜひ食育に絡めて浸透させていっていただきたいなと考えております。

最後にもう一つ、これも意見ですけども、この委員会できるとき私申し上げているんですけども、牛乳の消費用途のことに関して、これから高齢社会とか健康指向とかいうことを考えるときに、脱脂粉乳の用途について、いろんなところで御検討、御研究いただければと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

予定の時間がまいっておりますけれども、このほか特に御発言になりたい委員の方、おられますでしょうか。どうぞ遠慮することなく御発言いただきたいと思います。

もしなければ、委員からの御発言はこのあたりで終了させていただきまして、幾つか御指摘あるいは御質問があったかと思っておりますので、役所の方からお願いいたします。

草地整備推進室長、よろしく申し上げます。

○大橋草地整備推進室長 福田委員からの御質問にお答えいたします。

一つは増産計画におきます重点地区の考え方でございます。確かに、おっしゃるとおり、

当初は、重点地区といいますのは、そこに自給飼料関係の施策を集中しまして、そこをキーポイントとしまして、そこから点から面に拡大していく、まさにそういった中核的な地区として考えていたところでございます。

ただ、先生が御指摘のように、温度差があるといいたいまいしょうか、地域によって重点地区のとらえ方に温度差があるというのもある意味、事実でございますので、18年度の行動計画におきまして、単に重点地区を定めるだけではなくて、どんなことをやってきたのか、そこら辺のフォローをあわせてやっていこうじゃないかということをして現在、考えております。

その中身によりまして、重点地区としてふさわしくないといいたいまいしょうか、その選択はどうするかという問題はあるんでしょうけども、今後、中核的な地区として認められるところには重点的に施策を投入していこうじゃないかということをして現在、考えているところでございます。おっしゃるとおり、フォローが十分でなかった点は反省して、それについて対応していきたいと考えております。

それから、2点目の強い農業づくり交付金等におきます、いわゆる要件化の世界でございます。これも、あくまでも酪肉基本計画等で自給飼料基盤に立脚した経営の育成を図る観点をうたっている以上は、自給飼料生産につきましても一定の飼料自給率を伸ばすという計画を策定していただいている方あるいは組織に、そういった施策を集中するという観点から要件化したところでございます。

ただ、中身的には、初年度ということもございまして、とりあえずは計画の段階で、飼料自給率の向上のプラスにどれだけのことを考えていただいているのかということをお聞きして、それを要件化するということで現在、動いているところでございます。

それから、3点目のコントラクターでございます。これがある意味一番大きな問題かと思えます。現在、コントラクターの数は全国でおおむね400組織あるというふうに我々は調査しております。この調査も、自己申告制といいたいまいしょうか、都道府県において、いわゆるコントラクターだと認められた組織を調査していただいているところでございまして、中身が、おっしゃるとおり、かなり千差万別である。大きいところは、それこそ鹿追町農協を初めとした非常に大きな組織から、小さいところは5、6戸の農家の集団でやっていらっしゃる場所もあるということでございます。

我々の考え方としまして、委員おっしゃるように、今後はそこら辺のコントラクターの育成についてはめり張りをつけていく必要があるだろうということをして考えております。従

来、コントラクターの育成支援策ということで、受託面積当たりの助成等の制度とさせていただいているわけですが、今年度から新たに面積要件等々、一定の要件をかぶせて、コントラクターをある程度絞り込んだ上で助成していこうということも考えているところでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 企画課長、お願いします。

○清家企画課長 何点か私の方からお答えします。

まず1点目は、増田委員の女性家族認定農業者あるいは家族協定という御質問です。基本的に、増田委員がおっしゃられたように、女性の地位は、畜産の場合、とりわけ重要であります。制度、仕組みとしても、家族経営協定を結んで、いわゆる共同経営者という位置付けがなされるならば、女性もあわせて共同経営者ということで認定される仕組みになっています。そういうことによって、女性の地位なり、責任なりということが明確になって、いろんな意味で意欲向上といえますか、そういうことにもつながっていくという観点から、そういう仕組みにしています。

それから、酪農ヘルパーの出産時対応の話です。御指摘がづらいんですが、正直申し上げまして、およそ10年ぐらい、こういった仕組みを通じて支援をしています、いわゆる傷病時ヘルパーという中に位置づけて。

制度をつくるときに、傷病というのは、それなりに理解される、理解されるというのは、そういうことを支援することに対して。出産というのは、正直言いまして、当時の時代からすれば、それをきちんと外に明示して出すのはなかなか難しいなという事情もありましてね。ただ、支援は、特に酪農の場合は女性が大変重要な地位があつて、出産時に、その労力が削がれると、ここは当然、何かカバーしなければいけないということで、むしろ当時は先行して、それをやっています。ただ、今は時代が変わったので、もうちょっと前向きにということをおっしゃられるかもしれませんが、何とぞそこを御理解していただきたいなと思います。

私どもは、出産時のヘルパーも、いろいろと支援をしますよということをやっているんですが、意外と利用されていないといえますか、結構な酪農組合の組織の中で、そういう仕組みはもうできているんですが、恐らく御両親がいらっしゃるの、そこに頼めば何とか大丈夫なんだということが多いのかなという推測もあります。ただ、できるだけ、こういう制度、仕組みがあるので、それを利用していただけたらいいなと。

ヘルパーの組織の中では、いわゆる傷病時と出産とは利用料金とか体系とは分けて、きちっと別立てで、より支援度合いを低くするという意味じゃなくて、きちんとした対応をされているところもあります。一緒のところも確かにあります。

それから、秋岡委員からお話しあった地域交流という観点の御質問です。有識者からの御提言というのは、中央段階もそうなんです、17年度から、交流牧場のための地域の協議会ができました。そういうところの協議会が、ふれあい牧場ですとか、酪農教育ファームとかにサポートをする、そういうあり方をいろいろ有識者から提言してもらおうというのが大きな部分です。御指摘のように、もう既に相当経験を積まれて、牧場レベルでは当事者がレベル高いところもありますから、そういうところを見下しているという意味ではありません。

ただ、全体平均でいうと、もう少しいろんな交流の仕方のノウハウについて、技術的なアドバイスとかも含めて、より高くレベルを上げるということも必要などころもありますから、そういったことも含めて、いろんな支援の仕方を提言していただくというのが趣旨です。

それと、関連で近藤委員から地産地消、食育に絡めてということですが、畜産物に限らず、生産局としても、いわゆる農産物も含めて、まさにそういう視点が大変重要だということで、それに取り組んでおりますし、これからも、そういったことを十分に念頭に入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○生源寺部会長 畜水産安全管理課長、お願いいたします。

○杉浦畜水産安全管理課長 近藤委員から、飼料中の農薬が原因で畜産物中に農薬が残留する危険性はないのかという御質問がありました。

飼料中の農薬につきましては、家畜が一度摂取すると家畜の体内で代謝されることから、実際には畜産物中に残留することは余りないわけですが、その可能性は否定できないということで、60種類の重要な農薬について、ポジティブリスト制度が導入されたことに伴いまして、5月29日に飼料中の残留基準値を設定しております。基準値につきましては、実際に汚染された飼料を家畜に摂取させて、飼養試験を行って、畜産物中に基準値を超えて残留しないということを確認した基準値を設定しております。

現在、60種類の農薬について設定しておりますけれども、今後、モニタリング等の結果を踏まえて、さらに必要があれば、この設定対象を拡充していくということも考えてお

ります。

○生源寺部会長 牛乳乳製品課長、お願いします。

○志田牛乳乳製品課長 最後になりますが、近藤委員からの御意見でございました脱脂粉乳の用途について、よく考えて検討するよというお話でございます。今、手元に資料がないので正確な数字が御紹介できないのですが、脱脂粉乳というのは御案内のように大半が業務用なのですが、たしか昨年度、一般の家庭向けのものは随分好調だったという実績もございますので、そういうものを踏まえながら、私ども、よく考えていきたいなと思っております。

それから、近藤委員の直接の御意見の趣旨とは外れるかもしれませんが、脱脂粉乳は食用以外でもいろいろな活用が検討、研究されております。もう脱脂粉乳入りの繊維ができておまして、非常にやわらかくて、しかも保湿効果が上がるということで、この秋にも女性用下着として製品開発される予定になっておりますので、この場をおかりして御紹介させていただきます。

以上でございます。

○生源寺部会長 姫田課長、お願いします。

○姫田畜産振興課長 ちょっと補足いたします。

食育の有識者というの、例えば内閣府の食育推進会議で、ここにいらっしゃる武見委員とか、酪農教育ファームを積極的に進めておられます亀田委員とか、そういうような形で、むしろ有識者イコール実践者の方々はかなりあるのではないかなと考えております。

もう一つ、近藤委員に御指摘いただいた飼料の件でございます。基本的には、飼料に対する農薬の使用基準は、最終的に、えさ用として残留基準を満たすものが使用基準になっております。そして、その残留基準は当然、最終的に人間にとって問題のない量の残留を基本に考えられておりますので、そこはあくまでも飼料段階での使用基準が適正であれば問題ないと考えられると思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

時間を予定よりも少しオーバーしておりますので、一応ここで終わらせていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様から貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

役所からは、これまでの経緯でありますとか、現状を踏まえた御説明はあったわけでご

ございますけれども、御意見の中にはしっかり受けとめて、変えるべきところを変える必要のあるような内容も含まれていたと思いますので、ここはよろしく願いいたしたいと思
います。

また、本日の会議の趣旨を踏まえますと、委員の皆様方の御意見を十分に踏まえて、今
後とも制度・施策の工程管理を適切に行っていただきたいと思

閉 会

○生源寺部会長 本日の部会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。